

平成 28 年度三重県認知症介護実践研修「実践リーダー研修（第 2 回）」のご案内

1 研修の目的

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとします。
(具体的には、認知症介護の質の向上推進役となることができるような実践力を身につけること。)

2 実施主体

三重県（なお、研修の実施については一般社団法人明慎福社会へ委託します。）

3 研修の対象者

指定介護保険施設又は指定居宅サービス事業所及び指定地域密着型サービス事業所において、認知症高齢者の介護業務に概ね 5 年以上従事した経験を有する方であって、実務者研修基礎課程又は実践者研修を修了し 1 年以上経過している方。

三重県が平成 27 年度に実施した実践者研修（第 2 回から第 4 回）修了者の方は、受講時に 1 年以上経過していないため、今回は対象外です。

4 研修日程及び会場

講義・演習の開始時間及び終了時間は開催日により異なります。詳しくは別紙カリキュラムをご確認ください。

なお、カリキュラムは、講師の都合等により変更になる場合がありますのでご了承ください。

講義会場は、三重県総合文化センター(男女共同参画センター)2階セミナー室B他です。

教室は研修日により異なりますので、別添カリキュラムによりご確認ください。

研修期間：平成 28 年 11 月 2 日（水）～平成 29 年 2 月 24 日（金）

研 修 内 容	研 修 日 程
講義・演習	11月2日(水)、4日(金)、9日(水)、10日(木)、15日(火) 22日(火)、24日(木)、29日(火) 12月2日(金)、7日(水)
職場実習	12月8日(木)～1月6日(金)の18日間
実習報告会	2月24日(金)

5 定 員 30 名程度

6 受講料 15,200 円

県が受講決定者に送付する受講申請書に三重県収入証紙を貼付のうえ、郵送ください。
なお、研修開始時に受講申請書の提出が確認できない場合には受講をお断りすることがあります。

7 申込方法

別紙「受講者推薦書兼申込書」により受講者を推薦してください。

なお、受講のためのレポートは受講対象者が別添レポートに入力のうえご提出ください
(手書きでのレポート提出は認められません)。

8 提出先

- (1) 指定地域密着型サービス事業所に従事している介護職員
所在地の保険者（市町介護保険担当課・介護保険広域連合）へ提出してください。
必ず保険者の指定する締切日を厳守願います。
- (2) 指定介護保険施設又は指定居宅サービス事業所に従事している介護職員
〒514 - 8570 津市広明町 13 番地
三重県健康福祉部長寿介護課 介護・福祉班（担当：中森）へ
平成 28 年 9 月 26 日（月）必着で提出してください。

9 受講申込者及び事業所代表者の方へ

- ・必ず全日程に参加できる方を推薦ください。
研修に支障または他の受講者に迷惑となる行為を行った方は、退室または修了を認めない場合があります。
- ・なお、講義中は携帯電話をマナーモードにさせていただき、通話等は緊急の場合を除き休憩時間に行っていただくようお願いいたします。
- ・欠席・遅刻があった場合、修了証書は交付されませんが、公共交通機関の遅延による遅刻の場合は対応を検討しますので、必ず遅延証明書の交付を受けてください。
- ・全ての講義・演習に出席し、職場実習を実施して課題や提出物などを全て提出していることが修了の要件となります。なお、提出物の内容等が本課程修了にふさわしくないと判断された場合は修了証の交付はいたしません。
- ・事業所におかれましては、該当職員が研修期間中であることにご留意いただき、職場実習の課題実行の取り組みなど、ご協力いただくようお願いいたします。他の職員の方にも周知・協力願います。
- ・職場実習は、個々の勤務体制に応じ、県が定める期間中実施してください。

10 受講決定

- ・希望者が多数の場合は、受講をお断りする場合があります。
- ・認知症対応型共同生活介護事業所が、短期利用共同生活介護を始めるために申し込む希望者を優先します。
- ・受講可否の決定通知を 10月5日(水)までに受講者の所属する事業所へお送りいたします。

（問い合わせ先）

三重県健康福祉部長寿介護課

介護・福祉班 中森

電話 059 - 224 - 3327

FAX 059 - 224 - 2919